

カナダ会社法における 制定法上の代表訴訟制度

川 島 い づ み

1 はじめに

わが国の株主代表訴訟制度（商法 267 条以下）は、昭和 25 年の商法改正に際して、アメリカ法にならって導入されたものであるが、代表訴訟ないしは派生訴訟¹⁾という制度自体は、アメリカ法が独自にみ出したものではない。その起源は、イギリスの衡平法に求めることができる。19 世紀初頭、イギリスとアメリカにおいて、それぞれの衡平法裁判所は、信託法理を基礎として会社の内部紛争に介入し、株主が直接、取締役の会社に対する義務違反を訴える訴訟制度を形成した。その後、19 世紀を通じて、アメリカの代表訴訟制度は、イギリスの判例から様々な影響を受けながらも、イギリスのそれとは異なる発展をとげ、結果としてイギリスのものよりもはるかに柔軟性のある固有の制度を作り上げた²⁾。法形式の上でも、アメリカでは代表訴訟が会社制定法の中に取り入れられたのに対し、イギリスではコモン・ロー上の制度にとどまっているという違いがある。

ところで、イギリス法を継受しながら、やはり独自の代表訴訟制度を形成したものに、カナダ会社法がある。もっとも、カナダにおいて固有の代表訴訟制度が形成されたのは、1970 年代に入ってからのものであり、当然のことながら、アメリカ法の代表訴訟制度から多くの影響を受けている。しかし、カナダの代表訴訟制度は、単なるアメリカ法の模倣ではなく、アメリカ

法がかかえる問題をも解決すべく構想されており、また、裁判所がきわめて重要な役割をはたす構成になっている。少数派株主の保護において裁判所が積極的な役割をはたすのは、カナダ会社法に一貫した傾向であるが、そこにはイギリス法における少数派株主保護制度からの影響が強く認められる。

こうしたカナダ法の代表訴訟制度は、日本法の代表訴訟、ひいては少数派株主保護制度を考える上で多くの示唆を含むと考えられる。本稿は、このような趣旨から、カナダ法の代表訴訟制度を紹介するとともに、これに検討を加えるものである。

2 イギリスの派生訴訟制度とその問題点

カナダにおいて、制定法の中に代表訴訟に関する規定が設けられたのは、前述のように1970年代に入ってからのものであり、それ以前の段階では、派生訴訟に関するイギリスのコモン・ローが効力を有していた。そこで、カナダの代表訴訟制度を理解するための前提として、まずイギリス法の状況をみておくことにしよう。

イギリスでは、1843年の *Foss v. Harbottle*³⁾ 事件判決において確立された原則が、いまだに効力を保っている。その原則とは、要するに、若干の例外的な場合を除いて、会社に対してなされた不正を救済するために、株主が会社に代わって訴訟を提起することは禁止されるというものである。この原則は、会社には株主総会の決議を通じて取締役の義務違反や任務懈怠を免責する権限があるとの考えを基礎としており、取締役の責任追及は、原則として多数派株主の判断に委ねられ、裁判所は、会社の内部的経営に介入しないことをその基本姿勢とした。

Foss v. Harbottle 判決において、Wigram 裁判官は、若干の違反は多数派株主によっても免責を受けることができないと判示し、*Foss v. Harbottle* 原則に例外のあることを示唆したが⁴⁾、この例外は、その後の判例の積み重

ねにより、次第に明らかにされていった。そして、現在では、Edwards v. Halliwell⁵⁾判決において、Jenkins 裁判官が列挙した四つの例外が、古典的なものとして確立されている。すなわち、① 訴えられた行為が会社の権利能力外の場合、② 社員の個人的ないし私的権利が侵害された場合、③ 問題の行為が社員の特別多数決によってのみ有効とされまたは免責されうる場合、および④ 不正行為者が会社を支配する場合において、問題の行為が少数派に対する詐欺に相当する場合である。ここに列挙された例外は、概念上統一のとれたものでもないし、実務上も必ずしも内容が明白なわけでもないが、イギリスおよびカナダの諸文献においてしばしば言及されており、これらを採用した多数の判例が存在する。しかし、これらの例外以外に派生訴訟の提起を認めないことに対しては多くの批判が加えられており、1948年会社法の改正作業にあたったジェンキンス委員会も、④の例外が多数派の支配を要求することなどを鋭く批判していた⁶⁾。

さらに Gower は、第5の例外として、正義の利益 (interests of justice) により訴訟の提起は会社がなすとの一般原則を無視することが要求されるときは、多数決により不正行為を承認することはできないと主張する⁷⁾。この例外からはかなり曖昧な印象を受けるが、このような例外を設けるの必要を感じさせるほど、Foss v. Harbottle 原則とその例外は頑強に少数派保護の途を閉ざしているといえるかもしれない。

この第5の例外とも関連して近年注目を集めた事案に、Prudential Assurance Co. Ltd. v. Newman Industries Ltd. (No. 2)⁸⁾がある。事案の詳細に立ち入ることは避けるが、この事件で会社に対し不正行為を行った取締役は、議決権により会社を支配するに足るだけの株式を保有してはいなかった。第一審において、Vinelott 裁判官は、支配の要素は決定的なものではないとしたうえで、少数派株主による訴訟が許されないとすれば、会社のために遂行されるべき訴訟が遂行されないという点で、正義の利益が侵害されるであろうことを理由に、少数派による訴訟の提起を肯定した。これに対し

控訴院は、Foss v. Harbottle 原則の例外は、正義の利益が要求しているというだけでは認められないとし、この原則とその古典的な四つの例外の効力を再確認した⁹⁾。この事案については多くの論評が著わされているが、自国の制度と裁判所に対する失望を表明するものがしばしばである¹⁰⁾。そして、そうした中で注目されているのが、カナダ法の代表訴訟制度なのである。

3 カナダにおける立法の経緯

1970年以前の段階では、カナダにおいても、派生訴訟をめぐる状況はイギリスにおけるのと同様であった。つまり、派生訴訟ないしは代表訴訟に関する規定は、制定法の中には存在せず、判例法として、イギリスの Foss v. Harbottle 原則およびその四つの例外に関する先例が拘束力を有していた。もっとも、カナダでは、前述の Prudential 事件控訴院判決によって否定された正義の利益を、第5の例外として受け入れた裁判例も若干存在するようである。たとえば、1972年の Teck v. Millar¹¹⁾においては、少数派株主は正義の利益を基礎として派生訴訟を提起しうると判示されている。しかし、全体としてみれば、少数派株主が会社に代わって派生訴訟を提起できるのは、きわめて限定された場合だけであったことに変わりはないだろう。このような状況は、カナダ諸州および連邦の会社法が、アメリカ法にならって、株主の代表訴訟提起権を制定法に規定するまで改善されなかった。

1970年代は、カナダ会社法史において、最も重要かつ広範な改正がなされた時期であるといわれている¹²⁾。その先鞭をつけたのが、1970年に行われたオンタリオ州による会社法の全面改正であり (Business Corporations Act, R.S.O. 1970, C. 53)、それは、1975年に、連邦のカナダ事業会社法 (Canadian Business Corporations Act, S.C. 1974-75, C. 33) に引き継がれ、さらに、他の諸州の会社法がこれに続いて次々に改正された。これらの改正は、イギリス法

を範とした従来の会社法をいわばアメリカ法志向の法律に転換したものであったが、改正の主たる柱の一つとして、会社における少数派株主の権利および救済の明確化が進められた。そして、この目的を達成するための主な手段の一つが、代表訴訟に関する規定を制定し、会社の有する権利、義務または債務を強行するため、会社に代わって訴訟を維持する資格を株主に与えることであった。

派生訴訟に関する規定を、制定法規定として会社法に盛り込むことを最初に提案したのは、オンタリオ州の会社法改正作業に従事したローレンス委員会 (the Lawrence Committee; Selected Committee on Company Law) であった。ローレンス委員会は、その報告書において、派生訴訟は取締役および役員に課される義務と責任とを強行する最も有効な手段であると述べるとともに、アメリカにおいて派生訴訟に関連して生じている問題にも関心を払った。合衆国では、株主の派生訴訟は、会社の利益を守るためではなく、むしろ、多額の弁護士報酬や裁判外の和解を目的としてしばしば開始されていた。このようなゆすり訴訟 (strike suit) を避けるために、ローレンス委員会は、種々の手続的規定を設けるように勧告した¹³⁾。この勧告は、同州の1970年事業会社法97条以下に結実し、また、ディッカーソン委員会 (the Dickerson Committee) の勧告を経て、カナダ事業会社法232条以下へと継承、発展された。

その後、1970年代後半から80年代にかけて、カナダ事業会社法を模範とする会社法の改正がカナダ諸州において行われたが、それとともに、代表訴訟に関する制定法規定も、諸州の会社法に採用されていった。すなわち、1976年マニトバ州会社法 (Corporations Act, S. M. 1976, C. 40) 232条、1978年サスカチュワン州事業会社法 (Business Corporations Act, R. S. S. 1978, C. B-10) 232条、1981年アルバータ州事業会社法 (Business Corporations Act, S. A. 1981, C. B-15) 232条、および1981年ニュー・ブランズウィック事業会社法 (Business Corporations Act, S. N. B. 1981, C. B-9.1) 164条以下である。また、ブリテ

イッシュ・コロンビア州は、現在に至るまでイギリス法系の会社法を維持し、カナダの中にあつては、ケベック州ほどではないにしても、若干特異な法体系をもつ州となっているが、派生訴訟に関する限りはイギリス法の伝統を放棄し、1973年の法改正に際して、同州会社法（Companies Act, R. S. B. C. 1973, C. 18）の222条以下に、代表訴訟に関する規定を創設している。さらに、1982年には、オンタリオ州事業会社法が再度改正され（Business Corporations Act, 1982, S. O. 1982, C. 4）、カナダ事業会社法を範とし、さらにその後の判例の発展を加味して、一層充実した代表訴訟に関する規定がその245条以下に設けられた。

4 制定法上の代表訴訟制度

カナダ事業会社法232条1項は、「申立人（complainant）は、会社またはその子会社のために当該会社の名において訴訟を提起することの許可、または、会社またはその子会社のために訴訟を遂行し、防御しもしくは取り下げる目的で当該会社が当事者である訴訟に参加することの許可を、裁判所に対して申立てることができる」と規定する。この申立人には後述のように株主が含まれるわけであるが、このように、株主が代表訴訟を提起するには裁判所の許可（leave of the court）を得なければならないとする規定は、カナダの代表訴訟制度に特有のものであり、その基本的特徴をなしているといえよう。つまり、カナダの代表訴訟制度においては、裁判所がきわめて積極的な役割をはたす構成がとられており、それは訴訟提起の許可ばかりでなく、訴訟により認容された賠償の支払先について裁判所に裁量の余地を認めていることや、代表訴訟に関連して適当と思量する命令をなす権限を与えていることなどに現われている。

以下、この制度の概要と適用の実態を、法文と若干の判例により検討することにする。

(1) 申立人

会社に対してなされた不正を救済するために、裁判所の許可を得て、訴訟を提起したまたは係属中の会社訴訟に参加することができる者について、カナダ事業会社法および諸州会社法は、“申立人”という用語を用いている¹⁴⁾。この申立人となりうるためには、つぎのいずれかに該当しなければならないとされるのが一般である。すなわち、① 当該会社もしくはその子会社の現在またはかつての証券保有者（受益的所有者を含む）、② 当該会社もしくはその子会社の現在またはかつての取締役・役員、③ 若干の法域では公訴局長 (Director) あるいは ④ 裁判所が適当と認めたその他の者、である。このように申立人の資格は、株主に限定されることなく、かなり広いものとなっている。

①にいう会社の証券 (a security of a corporation) とは、株式ばかりでなく、社債などの証券化された会社債務をも含むものであり、一定の会社債権者にも代表訴訟の提起権を与えていることを意味する。このような規定は、株式と社債とが接近を強め両者の間の差異が機能面に限ってみれば縮小しつつあることを反映するものであろうが、理論的には重要な意味を有しており、カナダ法の代表訴訟制度が、従来考えられていた派生訴訟の枠におさまりきらないものであることを示しているといえよう。

ただし、ブリティッシュ・コロンビア州会社法（現行法は1979年会社法, Companies Act, R.S.B.C. 1979, C.59）225条においては、裁判所の許可を得て会社のために会社の名において訴訟を提起できる者は、社員 (member) または取締役とされる。ブリティッシュ・コロンビア州法では、他の法域と異なり、制定法上の代表訴訟について、あくまでいわゆる派生訴訟としての位置づけを維持しているということであろう。もっとも、同条8項によれば、本条において社員とは、株式の受益的所有者および裁判所が申立をなすのに適当と認めるその他の者を含むとされており、申立人資格の若干の拡大がみられる。同州の1984年の事件である *Re Daon Development Corporation*¹⁵⁾ で

は、会社の社債権者からの申立につき、その救済は社債権信託証書 (debenture trust documents) の記載によるべきことを理由に、社債権者は派生訴訟を開始する適当な者ではないと判示されており、裁判所は制定法上の裁量権の行使に消極的であったが、判決の中で“適当な者”の意義をつぎのように明らかにした。すなわち、そのカテゴリーは、会社がいかに経営されているかに直接的な金銭的利害をもち、かつ経営権の濫用または会社との利益相反行為とみられることに対して、影響を与えまたは変更を加えるための法律上の権利を有さない——少数派株主と若干類似する——立場にある者から構成される¹⁶⁾。

(2) 裁判所の許可を得るための条件

申立人は、代表訴訟の提起を裁判所により許可されるためには、つぎの三つの前提条件をみたさなければならない。すなわち、① 取締役会が訴訟を提起せず、または誠意をもって遂行しないであろうこと、② 申立人が誠実に (in good faith) 行為していること、および ③ 訴訟の遂行が会社の利益であるとみられること、である¹⁷⁾。

まず、①の条件についてであるが、これは通常 demand requirement と呼ばれるものを基礎としており、代表訴訟とは、会社が本来起こすべき訴訟を提起せずにいる場合やなれあい訴訟をなす場合に、二次的に株主が起こす訴訟であるところから、会社訴訟を提起する権限を有する取締役会が訴訟を提起しないこと等が要件とされているのである。規定形式としては、取締役会に対し訴訟提起を要請することを要件とする場合が多いが、必ずしもこれに限られない。しかし、いずれにしても、訴訟をなすべきことの書面による請求、その後の一定期間の経過および取締役会による意思表示の欠缺、または不適当な理由による訴訟提起の拒絶により、一般的には①の条件がみたされたと認められている¹⁸⁾。オンタリオ州事業会社法では、裁判所への申立に先立ち、14日前に取締役会に通知をなすことが要求されているが、カナ

ダ事業会社法では、合理的な通知（reasonable notice）とあるのみで通知の時期についての具体的な言及はない。同様に、ブリティッシュ・コロンビア州法では、取締役会に対し訴訟を開始させるための合理的な努力（reasonable effort）をしたことが要求される¹⁹。おそらく、立証責任は、ブリティッシュ・コロンビア州法の方が重いのであろうが、この点を論じた判例は見あたらない。また、株主は自らの主張の根拠となる十分な情報を入手しやすい立場にはないことが多いのに対し、取締役会は、主張される不正に関して比較的容易に情報を得られることから、裁判所は、demand requirement の内容について、かなり柔軟な解釈をしている。たとえば、1970年のオンタリオ州事業会社法（以下旧オンタリオ州事業会社法という）が適用された *Armstrong v. Gardiner*²⁰においては、訴訟提起を求める書面の中で訴訟原因が詳しく記載されていなかったが、裁判所は①の条件をみたしていると判断した。本件では、当該会社の社長が弁護士であったことが、判決に大きく影響したといわれている²¹。ブリティッシュ・コロンビア州の控訴院にも、通知において各々の訴訟原因を特定することを怠っても全体としての通知の効力はそこなわれなかった判例がある²²。さらに、アメリカの判例には、不正行為者が取締役会または株主総会を支配する場合には、少数派株主はdemand requirement をみたす必要はないとするものが多い。当の不正行為者が自らの責任追及のための訴訟を提起することはありえず、そのような無益な努力を要求する必要はないとするのである。カナダにおいても、不正行為者が会社を支配する場合、申立人は、その支配の存在と会社に訴訟を提起させるための努力が無意味であることを立証するだけで足りるとされるべきである、との見解が存在する²³。しかし、裁判所は、取締役会への請求は不当な費用または労力をはらうことなく容易に達成されるものであるとして、このような方向に否定的である²⁴。

つぎに、②の条件、すなわち申立人が誠実に行為していることという条件についてみると、これは、③の条件とともに、会社の利益を図るのではな

く、会社にいやがらせをするため、あるいは秘密裡に会社と和解することだけを目的として、代表訴訟が利用されるのを防ぐ趣旨で設けられたものであるとされる²⁵⁾。裁判所は、誠実に行為するとはどのようなことをさすのか積極的に定義を下してはいないが、当該訴訟手続が濫訴、言いがかり、あるいは不当な動機で始められようとしていることを会社または被告の側で証明できる場合を除いて、申立が誠実になされていることを容易に推定するだろうといわれている²⁶⁾。裁判所がこの条件の欠缺を理由に申立を却下した例としては、Anderson v. Anderson²⁷⁾および Abraham v. Prosoccer Ltd.²⁸⁾が挙げられる。前者の事件の申立人は、当該会社の株主であり、かつ不正行為者であると訴えられた取締役の娘であったが、二つの大規模銀行が被告取締役信頼に信頼をよせており、そのうち1行は年間100万ドルを超える貸付を同社に行っていること、他方申立人は会社の日常業務に関与したことがなく、その保有株式も父からの贈与であったことなどから、申立人が誠実に行為していないという結論が導き出されたように見受けられる²⁹⁾。若干問題のある判決である。また、後者の事件は、代表訴訟提起の許可を求めていた当初の申立人株主Aが、並行して行っていたクラス・アクションの和解とともに、申立を取り下げようとしたところ、別の株主Xが、自らを原告に加えて訴訟手続を継続することを許可するよう申立てたものである。裁判所は、Xが、和解の話が出るまで、Aの訴訟を知らながらも全くこれに関与していなかったことから、真の目的は、他の者によって多額の費用が支払われてきた訴訟手続から自らの利益を引き出すことであり、誠実に行為しているとはいえないと判断した³⁰⁾。判決では、Xの申立の却下はXが類似の訴訟手続を自らのために提起することを妨げるものではないと述べられているが³¹⁾、訴訟経済という点からみても、妥当な判断かどうか疑問が残る。他方、Solmon v. Elkind³²⁾においては、②の条件を欠くとする被告側の主張が排斥されている。本件において、閉鎖的私会社の株主である申立人が許可を求めている代表訴訟は、やはり同一の会社の株主であるその父親が同一の

被告に対して提起した個人訴訟の請求原因の中に、派生的な性格のものが含まれていたことから、父に代わって提起しようとしたものであった。そのため、被告側から、父親本人が申立をしないのは、訴訟の開始前に父親に対する尋問（cross-examination）の機会を被告側に与えないためであり、誠実に行うてはいないという趣旨の主張がなされた。Southey 裁判官は、原告側にはそのような尋問の機会を被告に与える義務はないとし、たとえ被告側主張の通りであるとしてもそのことは申立人の誠実さに影響するものではないと判断した。訴訟が会社または株主の利益となるであろうと考えられることが、結局このような判断に結びついたのであろうといわれている³³⁾。以上のような判例の態度に加え、濫訴の防止措置は後述のように他にも構じられていることから、②の条件については、これを不要とする見解も強く存在する³⁴⁾。いずれにせよ、この条件は、申立人の側で積極的に立証することを要求すべき性質のものではないと、一般に受けとられているようである。

では、③の条件、すなわち、訴訟の遂行が会社の利益であるとみられること、という条件についてはどうであろうか。この条件に関しては、どの程度の立証が求められるのかという問題に加え、“会社の利益”とは何をさすのか、そして“会社の利益である”という判断は誰がなすべきものなのかという、やっかいな問題が存在する。

③の条件に対する裁判所の態度は、少なくとも当初においては、緩和的なものであった。Re Northwest Forest Products Ltd.³⁵⁾においては、会社が子会社にその資産を20万ドルで処分させ、買主が同じ日に29万ドルの動産質（pledge）をこの資産に設定したという証拠は、それ自体で十分にこの条件をみたすと判断された。判決において裁判所は、株主が、訴訟の遂行が許されなければ救済されないと考えられる義務違反行為を示す事実を主張するときは、訴訟手続が進められるべきであると述べている。また、Re Marc-Jay Investments Inc. and Levy³⁶⁾において、裁判所は、本件の裁判所の任務は、本件が公判（trial）において勝訴するかどうかを決定することではなく、

それに一応の利益 (prima facie merit) があるか否かを判断することであると、仮に本件の取引が株主に対して詐欺的なものであるとすれば、それを無効とすることは株主の利益であるという申立人の主張を受け入れ、訴訟の開始を許可している。Re Bellman Industries Ltd. and Western Approaches Ltd.³⁷⁾においても、申立の段階では議論の余地のある事件 (arguable case) が存在することを示すだけで足りると判示している。これらの裁判例においては、③の条件はあくまでも濫訴や意味のない訴訟を排除するためのものであるととらえられており、会社に対して不正な行為がなされている事実を疎明すれば足りると解釈されていたようである。これに対し、近年の事例には、③の条件の立証についてもっと厳しい解釈をとっているものがみられる。たとえば、前述の Re Daon Development Corporation³⁸⁾では、Wallace 裁判官は、主張される不正がなされたことのほとんど決定的な証拠、あるいは少なくとも取締役会により配当の支払が許されたときに当該会社がおそらく支払不能であったことを示すように、申立人に要求した。そして、取締役の責任を定めるブリティッシュ・コロンビア州会社法 151 条の違反で取締役に勝訴する可能性は疑わしいと考え、訴訟の開始を許すことは会社の利益であるようにみえないと判断した。さらに、Re Berenski³⁹⁾では、申立人が、裁判所に対し、訴訟開始が会社の利益であろうと裁判所が決定するための基礎となる状況 (circumstances) を示していないという理由で、訴訟開始の許可が拒絶されている。これらの裁判例のように、③の条件の積極的立証を求めることに対しては、濫訴等の防止という立法趣旨を逸脱するものであるとして、あるいはこの手続が元来予備的申立 (preliminary application) にすぎないところから、強い批判がなされている⁴⁰⁾。

以上の判例においては、③の条件について申立人にどの程度の立証を求めるかという点で見解に相違があるものの、③にいう会社の利益とは何かについては、ほぼ一定の線を保っているように思われる。それは、無益な訴訟や負けることが明白な訴訟を排除するということである。会社に対して不正な

行為がなされていれば、訴訟を提起することは会社の利益であるという考え方にとくに異を唱える判例は見あたらない。しかし、考え方としては、たとえ勝訴する訴訟であっても、訴訟に多くの時間と費用がかかりそうな場合や、訴訟が会社のイメージ・ダウンにつながる場合には、訴訟の提起は会社の利益ではないという見解もありうるだろう。裁判所は、このような踏み込んだ判断はしていないし、③の条件にいう会社の利益をこのような趣旨で把握してはいないようである。これは、つぎに述べる経営判断の原則との関連でも、重要なことである。

③の条件とも関連して代表訴訟がかかえるめんどろな問題は、アメリカ合衆国において、いわゆる経営判断の原則をめぐって生じているものである。アメリカでは、株主による派生訴訟が非常に盛んで、なかには相当でない目的から出たものもあるところから、これを抑制する方策として、訴訟提起の利益を検討するために利害関係のない取締役から成る会社訴訟委員会を設け、かかる委員会が経営判断の行使として訴訟の遂行は会社の利益にならないと判断するときは、株主は訴訟を提起できないとする考え方が形成されており、判例にもこれを受け入れたものが多数存在する⁴¹⁾。カナダ法においては、裁判所による訴訟提起の許可が代表訴訟制度の根幹をなしているので、アメリカでの議論は、ストレートにではなく、③の条件の認定においてかかる訴訟委員会の判断が決定的な意味をもちうるか、という形で現われている。この問題に関して参考になると思われる事件は、すでに取り上げた *Re Bellman and Western Approaches Limited*⁴²⁾である。本件の事実関係は概要つぎのようなものであった。当該会社の相対立する株主グループの一方が、株式保有による支配力を確保するために、必要とする株式の購入資金を銀行から借入れたが、この借入契約を締結した株主は同社の取締役であり、しかも借入条件が会社にとって不当なものであったと主張されている。少数派株主グループから訴訟の提起を求められた同社の取締役会では、顧問弁護士と公認会計士事務所に調査を依頼し、公認会計士の報告書をもとに弁

護士の意見を聴取したうえで、被告となる可能性のない取締役会構成員が、訴訟の遂行は会社の利益にならないとの判断を下した。裁判所は、問題の報告書が争点のすべてをカバーしていなかったこと、および事件に無関係であるとされる取締役の中に被告側の株主グループによって選任された者が含まれていたことから、取締役会による判断は拘束力のあるものではないとし、訴訟開始の許可を与えた。しかし、逆にいえば、事件と全く関係のない取締役が十分な情報に基づいて訴訟を遂行すべきではないと判断するときは、裁判所はその判断を無視できないことになるのであろうか。学説では、現実にはそうした訴訟委員会の構成員は現経営者によって選任される以上、真に公平な検討がなされると考えるのは現実的でないとする見解や⁴³⁾、全く偏重のない者から委員会を構成しようとするれば社外の法律家や公認会計士、外部取締役などから成る委員会を設けることになろうが、そのような委員会の判断は、すでに当該会社の事情に精通する者による経営判断ではなくなってしまい、裁判所による判断よりも勝れているとはいえないであろうとする見解⁴⁴⁾などが現われており、いわゆる訴訟委員会による経営判断に対して否定的である。この後者の見解にもみられるように、カナダ法では、訴訟の遂行が会社の利益とみられるか否かの判断は裁判所によりなされることが法文上明示されているので、訴訟委員会の判断がアメリカにおけるような強い拘束力をもつことはありえないように思われる。

以上に述べた三つの条件に加え、ブリティッシュ・コロンビア州会社法では、申立をなす株主は、主張する義務違反ないし不正行為が起こった時点で当該会社の株主であったことを要求される⁴⁵⁾。その他の州の会社法およびカナダ事業会社法には、これに相当する規定は存在しない。旧オンタリオ州事業会社法 97 条 3 項 a 号にはこの趣旨の規定が置かれていたが、1982 年の改正により削除されている。このような条件は、理論的には、株主の代表訴訟提起権を、会社に代わってその構成員である株主が行使するきわめて派生的な性質のものにとらえることから生ずるのであろうが、実際的にも、外部

者が代表訴訟を開始することだけを目的にわずかな数の株式を購入し、それにより、訴訟の取下げと引き換えに取引するよう会社に圧力をかけるといった弊害を防止するうえで、一定の効果をもつと考えられる。元来は、アメリカでみとめられる弁護士成功報酬制度（contingent fee system）や、事件を連邦裁判所の管轄に持ち込むために他州の居住者に株式を売却する操作との関連で、アメリカにおいて形成された条件である。しかし、カナダには、アメリカのような弁護士報酬制度が存在しないこと、また後述のように、いかなる和解についても裁判所の同意を要求する明文規定が代表訴訟制度を有するすべての法域において存在することから、この要件を不用とする見解も多い⁴⁶⁾。

(3) 多数派株主による承認

多数派株主による承認（ratification）とは、少数派株主が代表訴訟を提起しようとするとき、少数派株主が不正行為であると主張する取締役の取引行為などについて、多数派株主が株主総会で承認を与え、あるいはその責任を免除してしまうことである。イギリス法において派生訴訟の提起がきわめて制限されてしまったのは、基本的にはこのことのためである。このようなイギリスの判例の状況を見て、カナダの会社法の多くは、とくに、株主総会による承認決議が裁判所の判断において決定的なものとして取り扱われることはない旨を法文に明定している⁴⁷⁾。若干の制定法はこの点に言及していないが、同様の原則が適用されるものと考えられている⁴⁸⁾。裁判所は、多数派株主による総会での承認という事実を考慮に入れることはあっても、それに拘束されることはないし、ましてイギリスの裁判所のように、多数派による承認の可能性だけで代表訴訟の途を閉ざすことはないであろう。

(4) 和解・取下げ

旧オンタリオ州事業会社法 97 条 6 項は、代表訴訟は、一旦開始されると、

裁判所の同意なしには、中止し、和解しまたは取り下げることはできない (shall not be discontinued, settled, or dismissed) と規定していた。会社の利益が適切に保護されることを保障するためである。理論的には、株主は会社に代わって訴訟を起こすのであるから、自らの思惑でその訴訟を自由に取下げることとはできないことになる。実際的にも、自由な訴訟の取下げ等を認めないことは、当事者間の内密の取引を妨げ、濫訴抑止の効果をもつと考えられる。アメリカの連邦民事訴訟規則 23.1 条でも、株主代表訴訟の取下げまたは和解には、裁判所の承認を要するとされている⁴⁹⁾。

カナダの代表訴訟制度との関連でとくに問題となったのは、いつを訴訟の開始時点とみるかであった。Abraham v. Prosoccer Ltd.⁵⁰⁾において、裁判所は、一旦訴訟開始の許可が裁判所により与えられると、派生訴訟は開始すると判示した。したがって、株主は、訴訟開始の許可を得ると、まだ令状 (writ) が送達されていなくとも、裁判所の同意なしには訴訟の取下げや和解等をなすことができないことになる。

カナダ事業会社法 235 条 2 項は、さらに進んで、一旦訴訟提起の許可を申立てると、裁判所の同意なしにはこれを中止し、取下げ、または和解することなどができない旨を規定する。同条項は、連邦法と類似の代表訴訟制度を採用した諸州の会社法においても踏襲されており、1982 年の改正によりオンタリオ州事業会社法にも取り入れられた。

なお、裁判所は、申立または訴訟の取下げ、和解等が、実質的に他の株主または種類株主の利害に影響を与えると認めるときは、申立または訴訟の当事者に対して、これらの者に通知をなすよう命ずることができる⁵¹⁾。

(5) 訴訟費用

カナダ事業会社法 235 条 4 項によれば、裁判所は、代表訴訟およびその許可の申立に関して、合理的な弁護士費用およびその他の支出を含む申立人の訴訟費用が会社により暫定的に支払われることを、いつでも適当と認めると

きに命ずることができる。このような暫定的命令に関する規定は、諸州の会社法にも存在する⁵²⁾。これは、代表訴訟を始めようとする株主に、経済的援助を与えようとする規定である。イギリスには、派生訴訟の訴訟費用に関して、Wallersteiner v. Moir⁵³⁾というリーディング・ケースがあるが、この事件の判決においても、少数派株主が派生訴訟を続けるための費用につき会社から支払を受けることが認容されている。もっとも、本件の場合、控訴段階であり勝訴が確実であったこと、原告株主が自らの資産をなげうって訴訟を続けてきたため、経済的に限界に達してしまったこと、原告の保有株式はごく少数であり勝訴の場合に得られる利益もわずかなものであることなど、特殊な要因が作用したものと思われる。これに対し、制定法上の代表訴訟制度をもつカナダの法域であれば、これらの要因を問題にすることなく、裁判所の裁量により、会社に対し訴訟費用の負担を命ずることができる。もっとも、オンタリオ州を除けば、申立人は依然として申立または代表訴訟の最終結果に基づき、会社により支払われた訴訟費用を償還すべき義務を負う。敗訴の場合、訴訟費用は申立人自ら負担しなければならないということである。今日の訴訟費用を考えると、これは代表訴訟を抑止する方向に作用するのではないかといわれる⁵⁴⁾。

ところが、オンタリオ州事業会社法 246 条 d 号は、裁判所はいつでも会社に対し、訴訟との関係で申立人が負担する合理的な弁護士費用およびその他の付随費用を含む訴訟費用を支払うように命ずることができると規定するのみで、償還については言及していない。この規定によれば、訴訟の結果いかにかわらず、裁判所は申立人の訴訟費用が会社により負担されるように命ずることができるのである。裁判所が代表訴訟の提起を許可する前提として、申立人が誠実に行為していることおよび訴訟が会社の利益であるとみられることという要件の充足を要求するカナダ法においては、訴訟費用についてこうした立場をとることも十分な理由があると考えられる⁵⁵⁾。

訴訟費用の問題を扱った裁判例としては、オンタリオ州法が適用された

Turner v. Mailhot⁵⁶⁾が挙げられる。本件では、申立人およびその妻が当該会社の株式の30%を保有し、残りの株式を被告らが保有していた。申立人と被告の1人が当該会社の取締役であったが、両者の間に争いが生じ、申立人は経営から排除された。申立人は、被告らによって会社から不正に流用された資産および利益の返還を求める代表訴訟提起の許可を得たので、さらに、訴訟遂行にあたり申立人が支出する費用のすべてを会社に負担させる旨の命令を求めた。本件では、申立人が訴訟費用を賄うに足る経済状態にないことは主張されていないし、申立人の株式保有も Wallersteiner 事件におけるようなわずかなものではなかった。これらの事情を衡量し、裁判所は、申立人が今までに負担した訴訟費用および将来負担するであろう費用の2分の1について、会社が負担することを命じた。興味深いことに、加えて裁判所は、被告に対し、本件訴訟の費用として会社から被告に支払われていた4万ドルを、会社に返還するよう命じ、かつ申立人への訴訟費用の支払を確実にするために、この返還金を直接申立人に支払うように命令した。これは、裁判所は、代表訴訟に関する同州会社法245条に関連して、いつでも適当と思量する命令をなすことができると定める、同法246条に基づいて下された命令である。同様の規定は、その他の州の会社法や連邦法にも存在する⁵⁷⁾。会社による訴訟費用の支払を2分の1に限ったことについては、疑問の余地もあろうが、4万ドルの支払命令など、カナダの裁判所が少数派株主保護のために柔軟に対処していることが窺われる判例である。

なお、連邦および諸州の会社法には、申立人が、申立または訴訟の費用について、担保の提供を要求されない旨の規定が設けられている⁵⁸⁾。

(6) 認容された賠償の帰属

コモン・ローの原則によれば、判決が会社勝訴の場合、判決で認容された賠償は、訴訟を行った少数派株主ではなく、当該会社に支払われる。原告株主は、会社の経営が是正されたこと、あるいは不正行為者から取り戻され

た賠償額を反映して、その株価が若干上昇することをもって満足しなければならない。しかし、不正行為者が多数派株主である場合には、株価上昇等の利益は、株主としての彼らもまた享受しうることになる。

これに対し、カナダの諸制定法では、裁判所に対して、被告が判決により支払うものとされた金額の全部または一部を、直接、現在またはかつての会社証券保有者に支払うよう命令しうる権限が与えられている⁵⁹⁾。おそらく裁判所は、不当執行にたずさわりまたはこれを黙認した者を除いて、善良な現在またはかつての株主に対し、直接賠償金が支払われるよう命ずることが可能であろう⁶⁰⁾。

昭和59年に公表された「大小（公開・非公開）会社区分立法及び合併に関する問題点」では、代表訴訟の勝訴原告に報償金を支払うことが提案されていたが、昭和61年の「商法・有限会社法改正試案」では、この案は見送られている（二15）。上述のカナダ法の制度は、この報償金に相当するもので、代表訴訟の強いインセンティブになると考えられる。とりわけ、かつての株主等に代表訴訟の提起権を認めるカナダ法においては、このような規定なしには、よほど特別な事情でもない限り、申請人資格を拡大しても現実の利用は期待できないことになる。それゆえ、かつての証券保有者が申請人である場合について、この者に賠償額の一部を直接支払うことに対しては、別段抵抗はないようである。しかし、現在の株主に対して直接の支払を認めることに対しては、裁判官に会社の配当宣言を授権することになるとして、これを批判する見解もみられる⁶¹⁾。

5 従来の派生訴訟および個人訴訟との関係

最後に、制定法に代表訴訟が規定されたことにより、従来存在したモン・ロー上の派生訴訟はどのような影響を受けたか、また、代表訴訟と個人訴訟とはどのように区別されるのかという問題をみておこう。

制定法に代表訴訟に関する規定が設けられる以前においては、Foss v. Harbottle 原則の例外に該当する場合にのみ株主による派生訴訟の提起が認められたのであるが、この場合には、当然のことながら、裁判所の許可は不要であった。問題は、現在でも、このような場合には裁判所の許可を要さないのか、それともやはり制定法上の代表訴訟に関する規定が適用され、株主は裁判所の許可を求めなければならないのか、ということである。この問題を扱った最初の事件は、オンタリオ州の Farnham v. Fingold⁶²⁾である。この事件において、オンタリオ州控訴裁判所は、代表訴訟を定める同州会社法 99 条 1 項の非常に広範な用語法は株主が会社に代わって訴えうる制定法またはコモン・ローもしくは衡平法のもとでのすべての訴訟原因を包摂し、派生訴訟のすべての形態を含むと判示した。この判決に対しては、コモン・ローの変更は当該制定法の明示の文言または必然的含意の結果でなければならないし、また少数派保護の強化という 99 条の立法意図からすれば、既存のコモン・ロー上の権利は縮小されないはずであるとして、批判を加える見解も存在した⁶³⁾。しかし他方では、コモン・ロー上の派生訴訟と制定法上の代表訴訟との併存は、いたずらに混乱を招くだけであり、法律の秩序だった発展は制定法上の代表訴訟への収束により可能となるであろうとの主張もみられ⁶⁴⁾、結局、Farnham 判決を踏襲する裁判例があいついだ。同じオンタリオ州の事件である Goldex Mines Ltd. v. Revill⁶⁵⁾、ブリティッシュ・コロンビア州の事件である Shield Development Company Ltd. v. Snyder⁶⁶⁾などである。これらを通じて、制定法上の代表訴訟制度の創設により、コモン・ロー上の派生訴訟は廃止されたとの見解が確立され、会社のために株主が提起しようとする派生訴訟のすべての形態が、裁判所の許可手続に服さなければならないものとなった。

前記の Goldex Mines Ltd v. Revill⁶⁷⁾事件判決では、代表訴訟と個人訴訟の区別の基準も示されており、カナダのリーディング・ケースとなっている。この事件では、当該会社の取締役および被告株主による種々の不正行為

が主張されたが、違反したとされる義務が株主に対するものであるのか、それとも会社に対する義務であるのかが、令状（writ）において明瞭に特定されていなかった。原告は、代表訴訟を提起するための許可を申立ててはいなかった。裁判所は、代表訴訟と個人訴訟との区別について、つぎのように述べた。すなわち、株主に対して取締役または他の株主により法律上の不正行為がなされる場合、侵害された株主は、個人的に不正を被っており、そのための救済を個人訴訟において求めることができる。この個人訴訟は、単独の株主によっても、また同じ利害をもつ他のすべての株主のためにその株主が訴えるクラス・アクションによっても、なすことができる。他方、派生訴訟は、不正が会社に対してなされた場合の訴訟であって、つねにクラス・アクションであり、代表形式で提起され、それによりすべての株主が拘束される。そして、本件における原告の主張の多くを派生的であると判断した。ただ、主張された不正行為の中に、年次総会の招集通知とともに送付された委任状勧誘書類、年次報告書および添付資料における不実記載や誤導的記述が含まれていたことをとらえて、これらは会社に対する不正であると同時に、被告からの委任状勧誘の資料である点では株主に対する不正でもありとし、したがって、これらの文書を攻撃し、判決もしくは差止命令またはその双方を求める訴訟は、派生的なものではなく、その提起に裁判所の許可は要求されないと判示した。このように、代表訴訟と個人訴訟との区別は、理論的には明瞭であるが、実際にこれを区別する場合には、困難を生ずることもある。とりわけ、取締役の第三者に対する責任が定められていないカナダ法においては、取締役の行為による損害を会社が被ったものとみるか株主個人が被ったものとみるかについても、日本法とは別の考慮が必要となるようである。とはいえ、裁判所の許可が必要か否かの点を除けば、制定法上の代表訴訟は、その運用次第では、個人訴訟によって得られる利益にかなり近いものを、その申立人に提供することが可能である。しかもこのような効果は、被告が取締役である場合だけに限られるものではない。その意味では、少数派

株主保護のきわめて有効な制度となりうる要素を内包したものと考えられる。

6 むすびにかえて

Turner v. Mailhot⁶⁸⁾事件判決でもふれたように、代表訴訟またはその許可の申立に関連して、裁判所は、その性質に制限を加えない限りで、いつでも適当と思量する命令をなすことができる。このような概括的な裁量権を裁判所に与えることには批判もあるが⁶⁹⁾、いずれにしても、カナダ会社法においては、少数派株主を保護するためには、裁判所が主体的に行為しなければならないという認識が存在し、裁判所にこれを期待しているように見受けられる。このことは、不公正な侵害行為等に対する救済制度⁷⁰⁾に、より顕著に現われているが、代表訴訟制度の場合もこの方向で制度全体が組み立てられており、結果として英米にみられないカナダ特有の制度に仕上がっている。

加えて、少なくとも連邦法およびブリティッシュ・コロンビアを除く諸州会社法の代表訴訟制度においては、単に派生訴訟提起の機会を拡大したというだけでなく、制度の性質自体が変更されてきていると考えられる。従来の派生訴訟は、会社のなすべき訴訟をその株主が代わって提起するという派生的性質のものであったが、代表訴訟制度の場合には、会社における不正行為を是正するために訴訟を提起する権限を、制定法が申立人に与えているのであり、会社の訴権を代わりに行使するという派生的性質は必ずしも認められないと思われる。それゆえ、申立人には会社の構成員である株主ばかりでなく、会社債権者等も含まれるのであり、当然、不正行為が起こった時点で株主であったこともはや要求されないのである。したがって、その主たる機能が少数派株主の保護にあるとはいえ、代表訴訟制度の機能はこれにとどまることなく、より広い対象の保護へと拡大されてきている。会社従業員が

申立人となりうる可能性を指摘する見解もある⁷¹⁾。このような適用対象の拡大は、視点を変えれば、会社の構成員とみなされる者の範囲の拡大であり、現代の会社法ないしは企業法の一つの潮流であるともいえる。

〔注〕

- 1) イギリス法においては派生訴訟 (derivative suit; derivative action) という用語が、またアメリカ法の下では代表訴訟 (representative suit; representative action) という用語が、通例用いられるようであるが、必ずしも一定しているわけではない。訴訟原因に関心が向けられている場合には、派生訴訟という用語が使用されやすい。カナダでは、制定法に規定を設けるにあたり、代表訴訟という用語を用いることとし、それまでの派生訴訟とは異なる制度であることを印象づけようとした。とはいえ、判例・学説においては、制定法上の代表訴訟を論じる場合でも、依然として派生訴訟という用語も使用されている。
- 2) 派生訴訟の起源については、B. S. Prunty, Jr., *The Shareholders' Derivative Suit; Note on its Derivation*, 32 N. Y. U. L. Rev. 980 (1957); A. J. Boyle, *The Minority Shareholder in the Nineteenth Century: A Study in Anglo-American Legal History*, 28 M. L. R. 317 (1965).
- 3) [1843] 2 Hare 461.
- 4) *Ibid.*, at p. 464.
- 5) [1950] 2 All E. R. 1064.
- 6) Board of Trade, *Report of the Company Law Committee*, Cmnd. 1749 (1962), at para. 206.
- 7) L. C. B. Gower, *Gower's Principles of Modern Company Law*, 4th ed. (1979), at p. 645.
- 8) [1980] 2 All E. R. 841. 本件の詳細は、石山卓磨「英国における近時の派生訴訟事件について」獨協法学 27号 (昭63) 31頁以下。
- 9) [1982] 1 All E. R. 354.
- 10) L. S. Sealy, *A Setback for the Minority Shareholder* [1982] C. L. J. 248; R. Gregory, *What is the Rule in Foss v. Harbottle?* 45 M. L. R. 584 (1982); G. R. Sullivan, *Restating the Scope of the Derivative Action*, 44 C. L. J. 236 (1985).
- 11) unreported judgement, 23 June, 1972, no. 16244 (B. C. S. C.) / F. H. Buckley, *Ratification and the Derivative Action under the Ontario Business Corporations Act*, 22 McGill L. J. 167 (1976), at p. 178.
- 12) B. Welling, *Corporate Law in Canada* (1984), at p. 47. なお、カナダにおける連邦会社法と州会社法との関係やその特色については、酒巻俊雄「カナダ会社法

の基本的構造と特色」早稲田法学 54 卷 1・2 号 (昭 54) 187 頁以下, 同「カナダ会社法」海外商事法務 52 号 (昭 41) 24 頁以下。

- 13) Interim Report of the Selected Committee on Company Law, Ontario, 1967.
- 14) カナダ事業会社法 (以下 CBCA という) 232 条 1 項, アルバータ州事業会社法 (以下 ABCA という) 232 条 1 項, マニトバ州会社法 (以下 MCA という) 232 条 1 項, サスカチュワン州事業会社法 (以下 SBCA という) 232 条 1 項, ニュー・ブランズウィック州事業会社法 (以下 NBBCA という) 164 条 1 項, オンタリオ州事業会社法 (以下 OBCA という) 245 条 1 項, プリティッシュ・コロンビア州会社法 (以下 BCCA という) 225 条 1 項。
- 15) (1984), 54 B. C. L. R. 235 (B. C. S. C.).
- 16) *Ibid.*, at p. 243.
- 17) CBCA 232 条 2 項, ABCA 232 条 2 項, MCA 232 条 2 項, SBCA 232 条 2 項, NBBCA 164 条 2 項, OBCA 245 条 2 項, BCCA 225 条 3 項。
- 18) T. Hodden, R. E. Forbes & R. L. Simmonds, *Canadian Business Organization Law* (1984), at p. 270; B. Welling, *op. cit.*, *supra* note 12, at p. 507.
- 19) OBCA 245 条 2 項, CBCA 232 条 2 項 a 号, BCCA 225 条 3 項 a 号。なお, 旧オンタリオ州事業会社法では 7 日前の通知が要求されていた。
- 20) (1978), 20 O. R. (2d) 648 (Ont. S. C.), at p. 652.
- 21) M. S. P. Baxter, *The Derivative Action under the Ontario Business Corporation Act: A Review of Section 97*, 27 McGill L. J. 453 (1982), at p. 466; M. A. Maloney, *Whither the Statutory Derivative Action?* 64 Canadian Bar Rev. 309 (1986), at p. 323.
- 22) *Bellman v. Western Approaches Ltd.* (1981), 33 B. C. L. R. 45, at p. 53; 17 B. L. R. 117, at p. 129.
- 23) M. S. P. Baxter, *op. cit.*, *supra* note 21, at p. 467.
- 24) *Re Daon Development Corporation*, *op. cit.*, *supra* note 15, at pp. 240-241; *Re Berenski* (1981), 15 Sask. R. 182, at p. 184.
- 25) M. S. P. Baxter, *op. cit.*, *supra* note 21, at p. 467.
- 26) T. Hodden et al., *op. cit.*, *supra* note 18, at p. 270.
- 27) (1979), 105 D. L. R. (3d) 341; 26 O. R. (2d) 769 (Ont. H. C.).
- 28) (1981), 119 D. L. R. (3d) 167; 31 O. R. (2d) 475 (Ont. H. C.).
- 29) *Anderson v. Anderson*, *op. cit.*, *supra* note 27, at pp. 343-344.
- 30) *Abraham v. Prosoccer Ltd.*, *op. cit.*, *supra* note 28, at p. 171.
- 31) *Ibid.*, at p. 172.
- 32) (1976), 3 C. P. C. 31 (Ont. H. C.) / M. S. P. Baxter, *op. cit.*, *supra* note 21, at

p. 468.

- 33) *Ibid.*, at p. 469.
- 34) M. A. Maloney, *op. cit.*, *supra* note 21, at p. 320.
- 35) [1974] 4 W. W. R. 724 (B. C. S. C.).
- 36) (1975), 50 D. L. R. (3d) 45 (Ont. H. C.).
- 37) (1981), 130 D. L. R. (3d) 193 (B. C. C. A.).
- 38) *Op. cit.*, *supra* note 15, at p. 241.
- 39) *Op. cit.*, *supra* note 24, at p. 184.
- 40) M. A. Maloney, *op. cit.*, *supra* note 21, at pp. 327-330.
- 41) この問題については、近藤光男「アメリカにおける経営判断の法則の適用限界」神戸法学雑誌 32 巻 4 号（昭 58）747 頁以下、春田博「アメリカ法における経営判断の原則の一考察」早稲田法学会誌 35 巻（昭 60）343 頁以下。
- 42) *Op. cit.*, *supra* note 37.
- 43) T. Hodden et al., *op. cit.*, *supra* note 18, at p. 271.
- 44) M. A. Maloney, *op. cit.*, *supra* note 21, at pp. 338-340.
- 45) BCCA 225 条 3 項 d 号。
- 46) T. Hodden et al., *op. cit.*, *supra* note 18, at p. 269; M. S. P. Baxter, *op. cit.*, *supra* note 21, at p. 465; M. A. Maloney, *op. cit.*, *supra* note 21, at p. 320.
- 47) CBCA 235 条 1 項, ABCA 235 条 1 項, SBCA 235 条 1 項, MCA 235 条 1 項, NBBCA 167 条 1 項, OBCA 248 条 1 項。
- 48) B. Welling, *op. cit.*, *supra* note 12, at p. 515; P. Phelan, Minority Shareholders' Actions; English Common Law and Canadian Statutory Reform, 19 U. W. O. L. Rev. 153 (1981), at p. 158.
- 49) アメリカの州会社法にも同様の規定をもつところがある。たとえば、ニューヨーク州事業会社法 626 条 d 項, ミシガン州事業会社法 450・1492 条。
- 50) *Op. cit.*, *supra* note 28.
- 51) CBCA 235 条 2 項, ABCA 235 条 2 項, MCA 235 条 2 項, NBBCA 167 条 2 項, OBCA 248 条 2 項。アメリカ連邦民事訴訟規則 23.1 条にも同様の定めがある。
- 52) ABCA 235 条 4 項, BCCA 225 条 4 項 b 号, MCA 235 条 4 項, NBBCA 167 条 4 項, OBCA 246 条 d 号。
- 53) [1975] 1 All E. R. 849; [1975] 2 W. L. R. 389.
- 54) S. M. Beck, Minority Shareholders' Rights in the 1980s, Special Lectures of the Law Society of Upper Canada 1982 / Corporate Law in the 80s (1982), at p. 338.

- 55) S. M. Beck, *ibid.*, at p. 338; T. Hodden et al., *op. cit.*, *supra* note 18, at p. 272.
- 56) (1985), 28 B. L. R. 222 (Ont. S. C.).
- 57) CBCA 233 条, ABCA 233 条, MCA 233 条, SBGA 233 条, NBBGA 165 条。
- 58) CBCA 235 条 3 項, ABCA 235 条 3 項, MCA 235 条 3 項, OBGA 248 条 3 項。
ただし, NBBGA 167 条 3 項は, 裁判所が担保の提供を命じうると規定する。
- 59) CBCA 233 条 c 号, ABCA 233 条 c 号, MCA 233 条 c 号, NBBGA 165 条 c 号, OBGA 246 条 c 号, SBGA 233 条 c 号。
- 60) M. S. P. Baxter, *op. cit.*, *supra* note 21, at p. 475.
- 61) B. Welling, *op. cit.*, *supra* note 12, at p. 516.
- 62) [1973] 2 O. R. 132; 33 D. L. R. (3d) 156 (Ont. H. C.).
- 63) T. A. Zacks, Case and Comment, 8 U. B. C. L. Rev. 191 (1974).
- 64) S. M. Beck, The Shareholders' Derivative Action, 52 Canadian Bar Rev. 159 (1974).
- 65) (1974), 7 O. R. (2d) 216; 54 D. L. R. (3d) 672 (Ont. C. A.).
- 66) [1976] 3 W. W. R. 44 (B. C. S. C.).
- 67) *Op. cit.*, *supra* note 65.
- 68) *Op. cit.*, *supra* note 56.
- 69) B. Welling, *op. cit.*, *supra* note 12, at p. 516.
- 70) 不公正な侵害行為等に対する救済制度については, 拙稿「少数派株主に対する不公正な侵害行為等の救済制度——カナダ会社法における制度の展開 (一)・(二)」民商法雑誌 98 卷 5 号 (昭 63) 1 頁以下, 同 6 号 (昭 63) 23 頁以下。
- 71) M. A. Maloney, *op. cit.*, *supra* note 21, at p. 318.

〔付記〕

本稿は昭和 62 年度文部省科学研究費補助金 (奨励研究 A) による研究の一環であることを付記して, 感謝の意を表する。